

青森県報

第百十三号

令和二年
一月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……四

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

よる指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……四

○道路の区域の変更……………(道路課) ……四

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五

公 告

○行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……五

○建設業者の許可の取消し……………(西北地域(県民局)) ……六

告 示

青森県告示第五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	令和元・三・二
変更後	おいらせ調剤薬局		

青森県告示第五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の

名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 グリーン ファミリー マ	株式会社 グリーン ファミリー マ	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
東京都練馬区 豊玉上の一丁目 二の四	東京都練馬区 豊玉上の一丁目 二の四	主たる事務 所の所在地	
介護予防防 療養指導 管理	居宅療養 管理指導	類 別	居宅介護 事業の種
おいらせ 薬剤薬局	おいらせ 薬剤薬局	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
おいらせ 薬剤薬局	おいらせ 薬剤薬局	所 在 地	
令和 元・三・二	令和 元・三・二	変 更 年 月 日	

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 グリーン ファミリー マ	株式会社 グリーン ファミリー マ	名 称	介 護 予 防 事 業 者
東京都練馬区 豊玉上の一丁目 二の四	東京都練馬区 豊玉上の一丁目 二の四	主たる事務 所の所在地	
介護予防防 療養指導 管理	居宅療養 管理指導	類 別	介 護 予 防 事業の種
おいらせ 薬剤薬局	おいらせ 薬剤薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所
おいらせ 薬剤薬局	おいらせ 薬剤薬局	所 在 地	
令和 元・三・二	令和 元・三・二	変 更 年 月 日	

青森県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
社会福祉法 人外ケ浜町 社会福祉協 議会	社会福祉法 人外ケ浜町 社会福祉協 議会	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
東津軽郡外ケ 浜町字平館野 の鳴川二〇八 の一	東津軽郡外ケ 浜町字平館野 の鳴川二〇八 の一	主たる事務 所の所在地	
外ケ浜町社 協平館居宅 介護支援事 業所	外ケ浜町社 協平館居宅 介護支援事 業所	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
東津軽郡外ケ 浜町字平館野 田鳴川二〇八 の一	東津軽郡外ケ 浜町字平館野 田鳴川二〇八 の一	所 在 地	
平成 三六・六一 （事業者 所在地） 元・七・一 （事業所 名称）	平成 三六・六一 （事業者 所在地） 元・七・一 （事業所 名称）	変 更 年 月 日	

青森県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者
主たる事務 所の所在地	
類 別	居宅介護 事業の種
名 称	居 宅 介 護 事 業 所
所 在 地	
廃 止 年 月 日	

株式会社しあわせ	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	訪問介護	しあわせ介護	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	令和 元・三・三
----------	-----------------	------	--------	-----------------	-------------

青森県告示第五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 元・三・二
変更後	おいらせ調剤薬局		

青森県告示第五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	株式会社フアーマグラン	東京都練馬区豊玉上四丁目一二の四	居宅介護	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 元・三・二
変更後			居宅介護	おいらせ調剤薬局		

青森県告示第五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	株式会社フアーマグラン	東京都練馬区豊玉上四丁目一二の四	介護予防	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	令和 元・三・二
変更後			介護予防	おいらせ調剤薬局		

青森県告示第五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	名称
社会福祉協議会	社会福祉協議会 人外ヶ浜町 社会福祉協	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	東津軽郡外ヶ浜町字平館野の田鳴川二〇八	主たる事務所の所在地	所在地
外ヶ浜町社会福祉協議会	外ヶ浜町社会福祉協議会	名称	名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の一	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の一	所在地	所在地
平成二六・六一（事業所名称）	平成二六・六一（事業所名称）	変更年月日	変更年月日

青森県告示第六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社しあわせ	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	しあわせ介護	弘前市大字早稲田三丁目一四の三
訪問介護	居宅介護事業の種類	名称	所在地
令和元・三・三	廃止年月日		

青森県告示第六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
山内 宏大	弘前大学医学部附属病院	眼科（視覚障害）	令和二・三・一

青森県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和二年二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
県 道	三沢七戸線	十和田市大字大沢田字小下内三四六から 十和田市大字大沢田字鍋久保一四〇まで			前 後	前 後	前 後	
					五・三〇メートルから 三〇・六〇メートルまで	九六二・三〇メートル		
					一・二〇メートルから 五七・三〇メートルまで	六五七・一〇メートル		
					一・二〇メートルから 四三・八〇メートルまで	六五七・一〇メートル		

青森県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和二年一月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
八戸市
- 二 都市計画事業の種類
八戸都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
昭和三十一年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第二百六十二号）の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第二百六十二号）の事業地に変更なし。

行政書士試験の合格者

令和元年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

受験番号	〇三二〇〇〇二
	〇三二〇〇〇六
	〇三二〇〇一〇
	〇三二〇〇一二
	〇三二〇〇一四
	〇三二〇〇三二
	〇三二〇〇三七
	〇三二〇〇四〇
	〇三二〇〇四五
	〇三二〇〇六八
	〇三二〇〇七五
	〇三二〇〇九七
	〇三二〇一〇〇
	〇三二〇一〇〇
	〇三二〇一五四

公 告

〇三二〇一六八
 〇三二〇二二四
 〇三二〇二五六
 〇三二〇二七四

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松宮建材店
- 二 氏名 滝淵笙子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字名原一八の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第七〇〇〇三〇号
- 五 取消年月日 令和元年十一月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 一般建設業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年十月三十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

（印刷所・販売人）
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円七十三銭